

2026 年 8 月 3 日

**第 1 回公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の期限前償還並びに
劣後特約付タームローンの契約締結及び
公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行について**

パナソニック ホールディングス株式会社（以下、「当社」）は、2021 年 10 月 14 日に発行した第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（以下、「第 1 回公募ハイブリッド社債」）の初回任意償還日における期限前償還を行います。

また、第 1 回公募ハイブリッド社債の借換証券として、本日、劣後特約付タームローン（以下、「本ローン」）にかかる契約を締結し、併せて、公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）を新規に発行することを決定し、本社債の発行に関する訂正発行登録書を関東財務局長に提出しました。概要は以下の通りです。

記

1. 背景及び目的

当社は、2021 年 9 月 16 日（米国時間）付で完了した Blue Yonder の 80%分の株式追加取得に伴い、その取得に係るブリッジローンの返済を目的として 2021 年 10 月 14 日に公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）による合計 4,000 億円の資金調達を実施しました。

今般、第 1 回公募ハイブリッド社債が 2026 年 10 月 14 日に初回任意償還日を迎えるにあたり、全額（1,500 億円）を期限前償還するとともに、その借換証券として、本ローン及び本社債の発行による資金調達を行うこととしました。

2. 本ローンについて

1. 借入金額	500 億円
2. 契約締結日	2026 年 8 月 3 日
3. 実行日	2026 年 10 月 14 日
4. 弁済日（満期日）	2056 年 10 月 14 日
5. 期限前弁済	2032 年 10 月 14 日（同日を含む。）以降のいずれかの各利払日に任意で期限前弁済をすることができる。 当社は、上記を除き期限前弁済をすることはできない。但し、税制事由、資本性変更事由が発生している場合は期限前弁済をすることができる。
6. 利息支払の任意停止	当社は、その裁量により、本ローンの利息の全部または一部の支払を繰り延べることができる。
7. 優先順位	本ローンの弁済順序は当社の既存の劣後特約付社債及び本社債と同順位であり、当社の一般の債務に劣後し、普通株式に優先する。
8. 取得格付	BBB+（株式会社格付投資情報センター）

3. 本社債について

本社債の概要は以下の通りです。本社債の発行においては、野村證券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社として起用し、需要状況や金利動向等を総合的に勘案したうえで、具体的な発行総額・発行価額・利率・発行日等を決定する予定であり、諸条件が決定次第すみやかに公表します。

なお、本社債の詳細につきましては、関東財務局長に提出した本日付の訂正発行登録書をご参照ください。

1. 社 債 の 名 称	第 4 回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	第 5 回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)
2. 発 行 総 額	総額 1,000 億円	
3. 払 込 期 日	2026 年 9 月上旬以降 (予定)	
4. 償 還 期 日	2056 年 9 月上旬以降 (予定) (払込期日より 30 年後の応当日以降)	
5. 期 限 前 償 還	払込期日より 6 年経過後以降の各利払日、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択により期限前償還が可能	払込期日より 10 年経過後以降の各利払日、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択により期限前償還が可能
6. 利 息 支 払 の 任 意 停 止	当社は、ある利払日において、その裁量により、本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる。	
7. 優 先 順 位	本社債の弁済順序は当社の既存の劣後特約付社債及び本ローンと同順位であり、当社の一般の債務に劣後し、普通株式に優先する。	
8. 予 備 格 付	BBB+ (株式会社格付投資情報センター)	

4. 本ローン及び本社債の特徴

本ローン及び本社債は、資本と負債の中間的性質を持ち、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しています。このため、当社では株式会社格付投資情報センター及び S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (以下、「格付会社」) より資金調達額の 50% に対して資本性の認定を受けられることを見込んでいます。

なお、当社は、本ローンの期限前弁済を行う場合は、期限前弁済以前 360 日間に、普通株式または格付会社から本ローンと同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務により資金調達を、また、本社債を期限前償還または買入により取得 (以下、「期限前償還等」) する場合、期限前償還等以前 360 日間に、普通株式または格付会社から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務により、資金調達を行うことを想定しています。

ただし、本ローンの初回任意弁済日以降に期限前弁済をする際、または、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際、一定の財務水準を満たす場合等には、当該資金調達の全部または一部を見送る可能性があります。

＜ご参考＞第1回公募ハイブリッド社債の概要

銘	柄	パナソニック株式会社（現・パナソニック ホールディングス株式会社） 第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
発行総額		1,500億円
期限前償還日		2026年10月14日（初回任意償還日）
期限前償還総額		1,500億円
期限前償還金額		各社債の金額100円につき金100円

以上

本プレスリリースは証券の勧誘を行うものではありません。本プレスリリースは、当社が第1回公募ハイブリッド社債の期限前償還並びに劣後特約付タームローンの契約締結及び公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行を決定したことを公表するもので、投資の勧誘若しくはその他の類似行為を行うためのものではありません。本プレスリリースは米国における証券の勧誘ではありません。上記証券は米国1933年証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定也没有ありません。同法に基づいて上記証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国においての上記証券の募集または販売を行うことはできません。